

# 「子ども手当」について

平成22年11月17日

厚生労働省

# <目次>

○ 民主党マニフェスト（2009衆議院選挙）	1
○ 子ども手当の概要（現行制度の仕組み）	2
○ 平成22年度予算	3
○ 4大臣合意	4
○ 民主党マニフェスト（2010参議院選挙）	5
○ 平成23年度概算要求	6
○ 平成23年度に向けた子ども手当の主な課題	8
○ 子ども手当の上積み	9
○ 子ども手当の実質手取り額の試算 （「児童手当＋扶養控除」と「子ども手当」の比較）	10
○ 上積みのために必要な財源の確保	11
○ 児童手当時代に負担してきた地方負担分の取扱い	12
○ 扶養控除見直しに伴う地方の増収分の取扱い	14
○ 子ども手当の全額国費負担を求める声明	15
○ 各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較（2005年）	16
○ 今後の我が国の人口構造の急速な変化	17
○ 子ども・子育て新システムの基本制度案要綱	18

# 民主党 政権政策 Manifesto (2009.7.27)

## 2 子育て教育

中学卒業まで、1人当たり年31万2000円の「子ども手当」を支給します。高校は実質無償化し、大学は奨学金を大幅に拡充します。

11. 年額31万2000円の「子ども手当」を創設する

### 【政策目的】

- 次代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する。
- 子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもが育てられる社会をつくる。

### 【具体策】

- 中学卒業までの子ども1人当たり年31万2000円(月額2万6000円)の「子ども手当」を創設する(平成22年度は半額)。
- 相対的に高所得者に有利な所得控除から、中・低所得者に有利な手当などへ切り替える。

### 【所要額】

5.3兆円程度

### 安心して子育てと教育ができる政策

- 出産時に55万円の一時金を支給します。
- 「子ども手当」は、子ども1人当たり年31万2000円(月額2万6000円)を中学卒業まで支給します。
- 公立高校生の授業料を無償化し、私立高校生には年12~24万円を助成します。
- 大学生、専門学校生の希望者全員が受けられる奨学金制度を創設します。
- 生活保護の母子加算を復活し、父子家庭にも児童扶養手当を支給します。
- 空き教室などの活用で保育所を増やし、待機児童解消を目指します。

マニフェストの工程表(抜粋) マニフェストの実現により、家計で使えるお金を増やし、生活不安を解消します。

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
子ども手当・出産支援 年額31.2万円の子ども手当、出産一時金	子ども手当の半額実施	5.5兆円	5.5兆円	5.5兆円
	2.7兆円			

# 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の概要

## 趣旨

次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、平成22年度において、中学校修了前までの子どもについて、子ども手当を支給する制度を創設する。

## 概要

### (1) 子ども手当の支給

- ・中学校修了までの子ども一人につき、月額1万3千円(所得制限なし)の子ども手当を父母等に支給。
- ・支給等の事務は、市区町村(公務員は所属庁)。
- ・支払月は、平成22年6月、10月、平成23年2月、6月。

(2) 子ども手当については、児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。(公務員については所属庁が負担)

(3) 児童育成事業(放課後児童クラブ等)については、事業主拠出金を原資として実施。

(4) 子ども手当を市区町村に簡便に寄附できる仕組みを設ける。

(5) 児童手当の既受給者に係る申請免除等の経過措置を設ける。

### (6) 検討

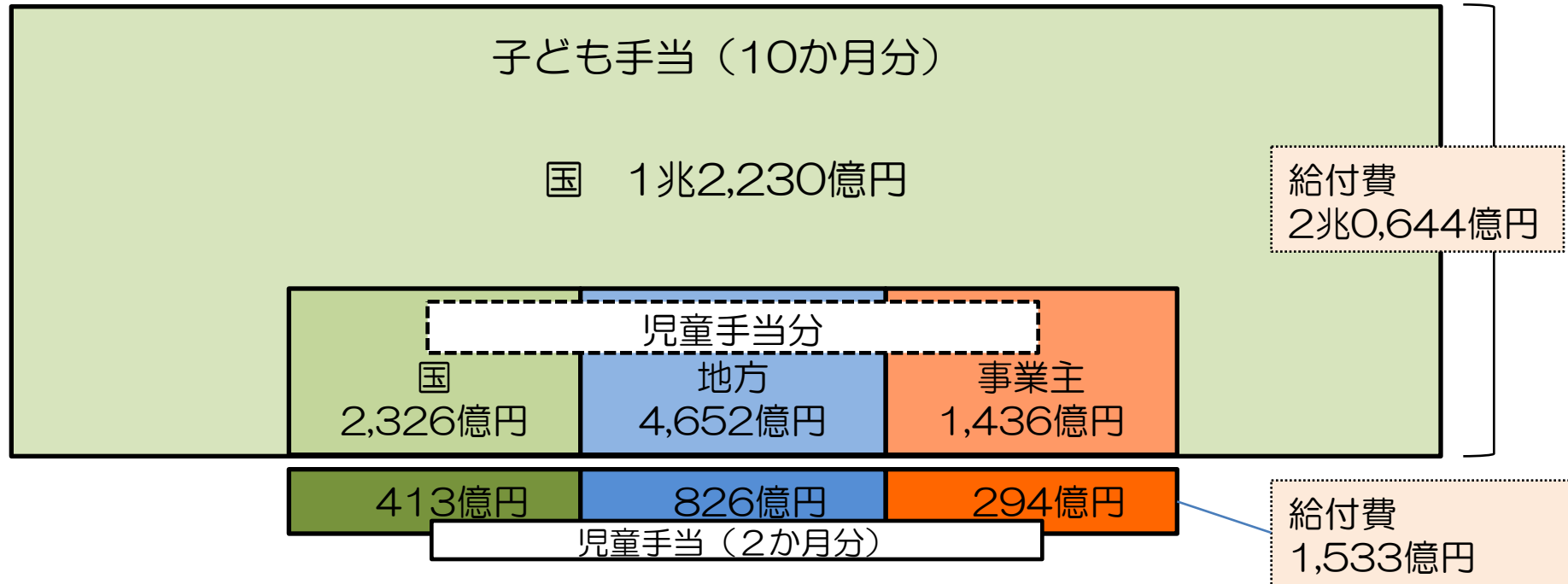
- ・政府は、児童養護施設に入所している子どもその他の子ども手当の支給対象とならない子どもに対する支援等を含め制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- ・政府は、平成23年度以降の子育て支援に係る全般的な施策の拡充について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 施行日

平成22年4月1日

# 子ども手当の創設（平成22年度予算）

- 子ども手当の創設（国庫負担金） 1兆4,722億円  
 （うち、給付費：1兆4,556億円（10か月分を計上）  
 事務費：166億円（市町村分164億円））



※1 上記とは別に、公務員については所属庁から支給する。（子ども手当 1,910億円、児童手当 141億円）

※2 地方公務員に係る額の引上げ等に伴い、地方公共団体の負担が実質的に増大しないよう、別途、「児童手当及び子ども手当特例交付金」(2,337億円)を措置。

※3 子ども手当の円滑な実施を図るため、システム経費（123億円）を平成21年度二次補正予算に計上。

## 平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて

標記について、以下のとおり合意する。

1. 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成22年度予算に計上するとともに、平成22年度分の支給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。
  - (1) 中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額13,000円を支給する。
  - (2) 所得制限は設けない。
  - (3) 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
  - (4) (3)以外の費用については、全額を国庫が負担する。
  - (5) 公務員については、所属庁から支給する。
  - (6) 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。
2. 平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する。

3. 子ども手当については、国負担を基本として施行するが、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う地方財政の増収分については、最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。

4. 3. の趣旨及び平成22年度予算における取扱いも踏まえ、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う増収分が最終的に子ども手当の財源に充当され、児童手当の地方負担分の適切な負担調整が行われるとともに、平成21年12月8日の閣議決定に基づいて設置される「検討の場」において、幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援対策の検討を進めることと併せて、「地域主権」を進める観点から、「地域主権戦略会議」において補助金の一括交付金化や地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の議論を行い、その見直しについて検討を行う。これらの検討については、平成23年度予算編成過程において結論を得て、順次、必要な措置を講ずるものとする。

平成21年12月23日

国家戦略担当・内閣府特命担当大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣



## 未来を担う子どもたちへの 政策を最優先にします。

チルドレン・ファースト。子育て支援や高等教育も含めた教育政策のさらなる充実で、社会全体で子どもを育てる国をつくりあげます。

# 4/ 子育て・教育

- 財源を確保しつつ、すでに支給している「子ども手当」を1万3000円から上積みします。
- 上積み分については、地域の実情に応じて、現物サービスにも代えられるようにします。  
現物サービスとして、保育所定員増・保育料軽減、子どもの医療費の負担軽減、給食の無料化、ワクチン接種の公費助成などを検討します。
- 2011年度から「子ども手当」に国内居住要件を課します。  
海外に住んでいる子どもは対象にしません。

# 平成23年度厚生労働省予算概算要求の主要事項 (子ども手当関係抜粋)

## 1 子ども手当の充実

1兆7,375億円(1兆4,722億円)

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校修了前の子どもを対象に支給されている子ども手当について、財源を確保しつつ、既に支給している子ども手当「1万3千円」から上積みする。上積み分については、地域の実情に応じて、現物サービスにも代えられるようにする。

(注1) 概算要求額については、平成22年度予算の負担ルール(子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給し、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担)を当てはめて国庫負担額を要求。財源構成等については、子ども手当等に関する四大臣合意(平成21年12月23日。国家戦略担当・内閣府特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣)に基づき予算編成過程で検討し、結論を得る。

なお、児童養護施設に入所している子どもへの対応、海外に居住する子どもへの対応等についても、予算編成過程で検討し、結論を得る。

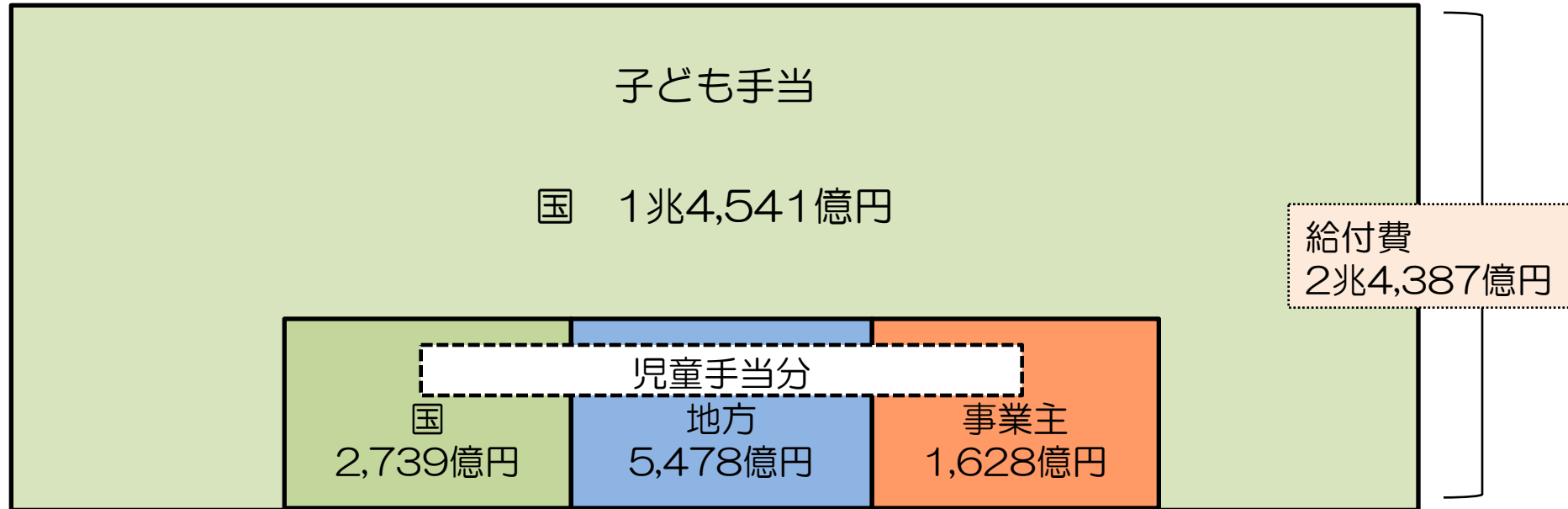
(注2) 子ども手当の上積み分の取扱いについては、現物サービス(子ども・子育てビジョンに基づく保育所の整備を含む)への代替も含めて、予算編成過程で検討し、結論を得る。



# 子ども手当について（平成23年度予算概算要求）

- 子ども手当（国庫負担金） 1兆7,375億円  
〔うち、給付費：1兆7,280億円  
事務費：95億円（市町村分94.6億円）〕

- ※ 平成22年度予算の負担ルール（子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給し、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担）を当てはめて、国庫負担額を要求。財源構成等については、子ども手当等に関する四大臣合意（平成21年12月23日）に基づき予算編成過程で検討し、結論を得る。
- ※ 子ども手当の上積み分の取扱いについては、現物サービス（子ども・子育てビジョンに基づく保育所の整備を含む）への代替も含めて、予算編成過程で検討し、結論を得る。



※ 上記とは別に、公務員については所属庁から支給する。（2,257億円（公務員分を含めた給付費 2兆6,644億円））

# 平成23年度に向けた子ども手当の主な課題

## 論点1 子ども手当の上積み等

- 子ども手当の上積み(水準はいくらにするか、上積みの対象年齢はどうするか)
- 上積みのために必要な財源の確保

## 論点2 財源構成(特に地方負担分の取扱い)

- 児童手当制度時に負担してきた地方負担分の取扱い
- 扶養控除見直しに伴う地方の増収分の取扱い

## 論点3 その他の論点

- 参院選マニフェストを踏まえた現物サービスの取扱い
- 対象者(海外居住の子どもの取扱い、施設入所者の取扱い)、滞納者の給食費等の取扱い、施行日等の整理

# 子ども手当の上積み

## [参院選マニフェストの実現]

- 参院選マニフェストには、財源を確保しつつ、すでに支給している「子ども手当」を1万3000円から上積みしますとされていることから、上積みを行う必要がある。

※ 支給対象となる子ども全体を一律に月額1,000円引き上げた場合、所要額2,000億円

## [3歳未満を抱える家庭における実質手取り額の減少]

- 3歳未満児は、従来から児童手当が月額1万円支給されており、年少扶養控除の廃止により増税となるため、最終的には児童手当制度と比べて実質手取り額が減少。

⇒ 子ども手当導入の際の残された課題

※ 0~3歳未満の子どものみを重点的に月額1,000円引き上げた場合、所要額350億円

(参考) 2010年参議院選挙民主党マニフェスト(子ども手当の上積み関係)

## 4. 子育て・教育

- 財源を確保しつつ、すでに支給している「子ども手当」を1万3000円から上積みします。
- 上積み分については、地域の実情に応じて、現物サービスにも代えられるようにします。

現物サービスとして、保育所定員増・保育料軽減、子どもの医療費の負担軽減、給食の無料化、ワクチン接種の公費助成などを検討します。

(参考) 3歳未満の子どもを抱える家庭の実質手取り額の変化  
 ～ 児童手当制度時と子ども手当制度時の比較～

- 3歳未満の場合、児童手当を月額1万円受給していたため、子ども手当創設に伴う増収は、月額3千円。
- 一方、所得税・住民税の年少扶養控除廃止により平成23年度から段階的に増税となるため、最終的(平成25年度)には、児童手当制度時と比べて、実質手取り額が減少。
- なお、3歳以上の場合、通常児童手当が5千円のため、大半の世帯で実質手取り額が増加。
- 高校無償化まで考えれば、多くの世帯では、高校卒業までで見れば手取り額はプラスとなる。

【実質的な手取り額の変化(H25年度以降)】

年 収		300万円	500万円	800万円	1000万円	1500万円
3歳未満	※児童手当1万円	▲0.1万円	▲0.2万円	▲0.6万円	+0.4万円	▲0.0万円
3歳～小学生	※児童手当5千円	+0.4万円	+0.3万円	▲0.1万円	+0.4万円	▲0.0万円
中学生	※児童手当なし	+0.9万円	+0.8万円	+0.4万円	+0.4万円	▲0.0万円

※ ▲2,375円 (500万円と800万円の間)

※ ▲6,083円 (800万円と1000万円の差)

※ ▲1,083円 (800万円と1000万円の差)

## 上積みのために必要な財源の確保

- 子ども手当上積みのために必要な財源の確保を図る必要がある。
- 2009年衆院選民主党マニフェストでは、国の総予算を徹底的に効率化するとともに、「控除」から「手当」へ転換するため、所得税の配偶者控除・扶養控除を廃止し、「子ども手当」(＝月額2.6万円)を創設とされている。

※昨年末に決定した扶養控除見直しによる増収額1.1兆円(国0.4兆円・地方0.7兆円:主に23～25年度に増収)については、1.3万円分の恒久財源に充てられるもので、上積み分の財源にならない。

(参考)

2009年衆議院選挙民主党マニフェスト(配偶者控除部分抜粋)

### 3 租税特別措置などを見直す。

公平で透明な税制を創る

○「控除」から「手当」へ転換するため、所得税の配偶者控除・扶養控除を廃止し、「子ども手当」を創設

# 児童手当時代に負担してきた地方負担分の取扱い

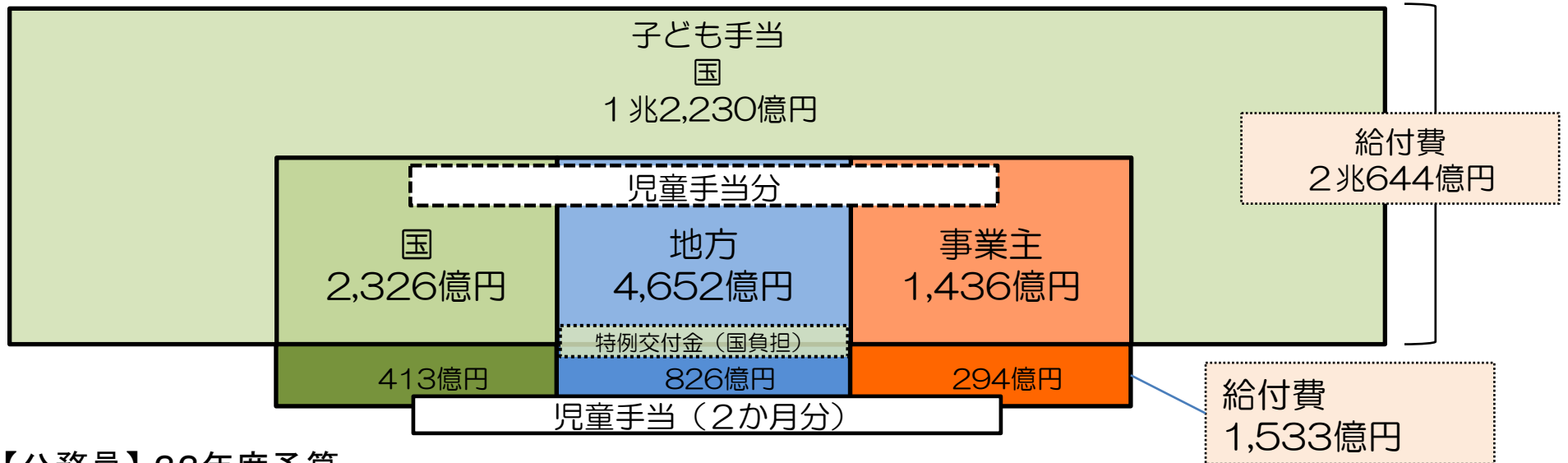
- 平成22年度は、単年度限りの措置として、児童手当分は従前どおり地方も負担し、追加負担部分を国が負担。

【参考】平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて(4大臣合意)(抄)

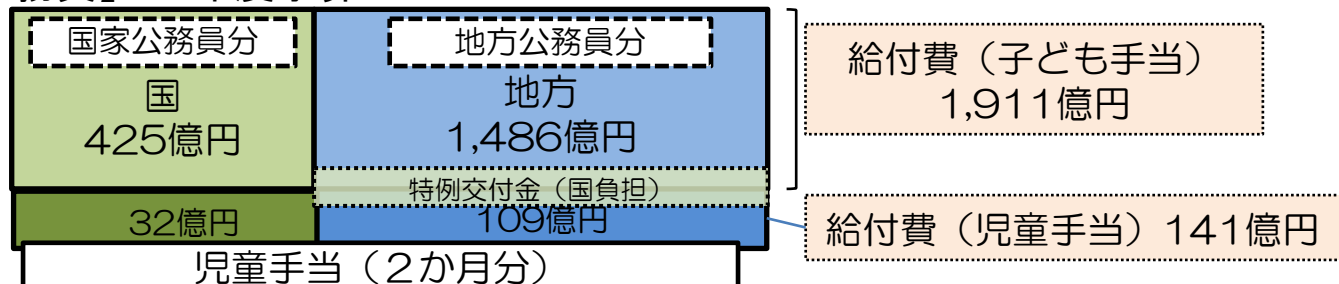
1. (3)子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。

- 地方団体は、子ども手当のような全国一律の現金給付は、全額国庫負担すべきと主張。

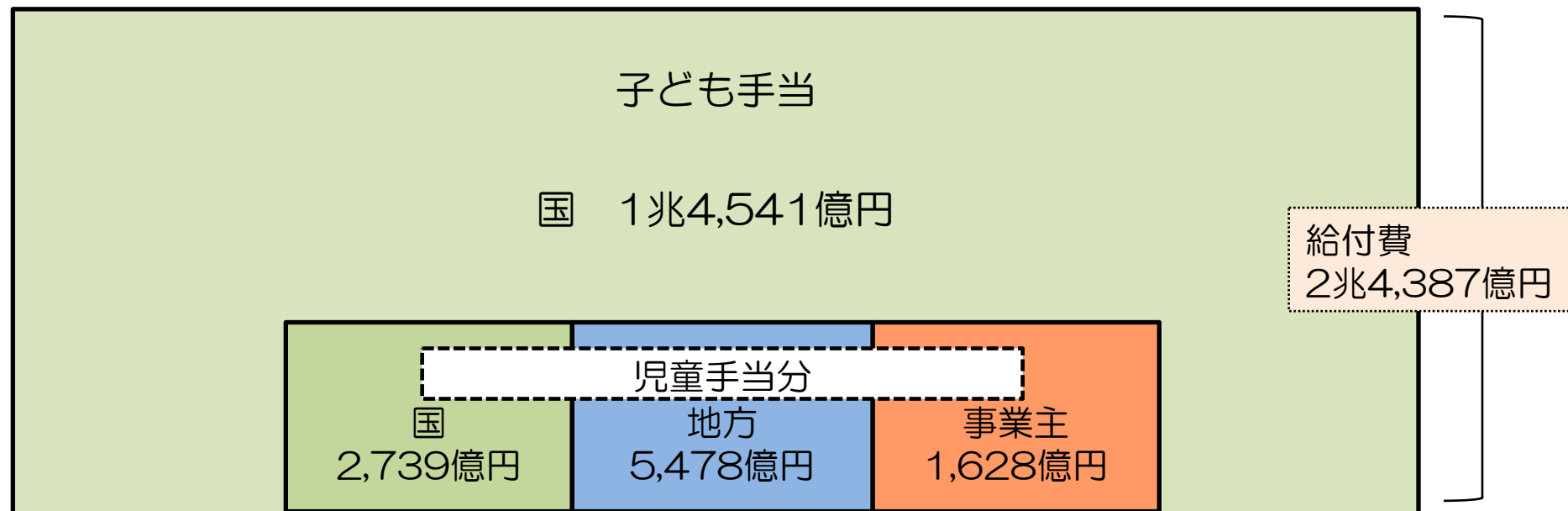
## 【非公務員】22年度予算



## 【公務員】22年度予算



## 【非公務員】23年度概算要求



## 【公務員】23年度概算要求



※ 23年度は財源構成が決まっていないことから、負担調整を行う特例交付金は記載していない。

## 扶養控除見直しに伴う地方の増収分の取扱い

- 平成22年度に、年少扶養控除(16歳未満)の廃止や特定扶養控除(16歳以上19歳未満)の縮減を決定(今後段階的に実施)。扶養控除の廃止等により地方の収入は23年度から25年度にかけて増加。
  - ※ 国増収分は子ども手当創設のための財源(1兆2,230億円)に充当
  - ※ 所得税はH23.1、住民税はH24.4(ただし、サラリーマン等の特別徴収はH24.6~)から適用
- 昨年末の四大臣合意においては、「地方財政の増収分については、最終的に子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する」とされており、その取扱いが課題となる。

### 【年少扶養控除廃止に伴う国と地方の増収額】

	地方増収額	国増収額
平成22年度 (所得税(H23.1~3)の交付税繰入のみ)	260億円程度	560億円程度
平成23年度 (所得税(満年度)の交付税繰入のみ)	2,000億円程度	4,300億円程度
平成24年度 (所得税繰入+住民税増収)	6,200億円程度	4,400億円程度
平成25年度 (所得税繰入+住民税増収(満年度))	6,900億円程度	4,500億円程度

※ 所得税の32%は交付税に繰り入れることが法定化されており、上記は繰入後の増収額

※ 上記地方増収を受けて、平成23年度予算概算要求組替え基準においては、社会保障関係費から▲約880億円を削減することとなっている。



## 子ども手当の全額国費負担を求める声明

このたび、平成23年度予算概算要求が発表されたところであるが、子ども手当にかかる概算要求は、とりあえず仮置きの要求されたものであり、財源構成等については、関係団体とも協議しつつ、予算編成過程で検討し、結論を得たいとされている。しかし、昨年の経緯にもかかわらず、地方に対して十分な協議もないまま平成22年度予算の負担ルールを当てはめ、地方負担を含む概算要求がなされていることは、誠に遺憾である。

政府は政権発足以来、子ども手当は全額国費負担で実施するという方針をこれまで繰り返し表明してきた。地方負担を前提とした平成22年度の子ども手当と児童手当を併給する方式はあくまで暫定措置であり、平成23年度以降の制度設計については地方の意見を踏まえ改めて検討することとされた。

これに対し我々地方は、保育所のようなサービス給付については、それぞれの地域の実態に応じた形で地方自治体の創意工夫により地方が担当すべきである一方、子ども手当のような全国一律の現金給付については国が担当し全額を負担すべきと繰り返し主張してきた。

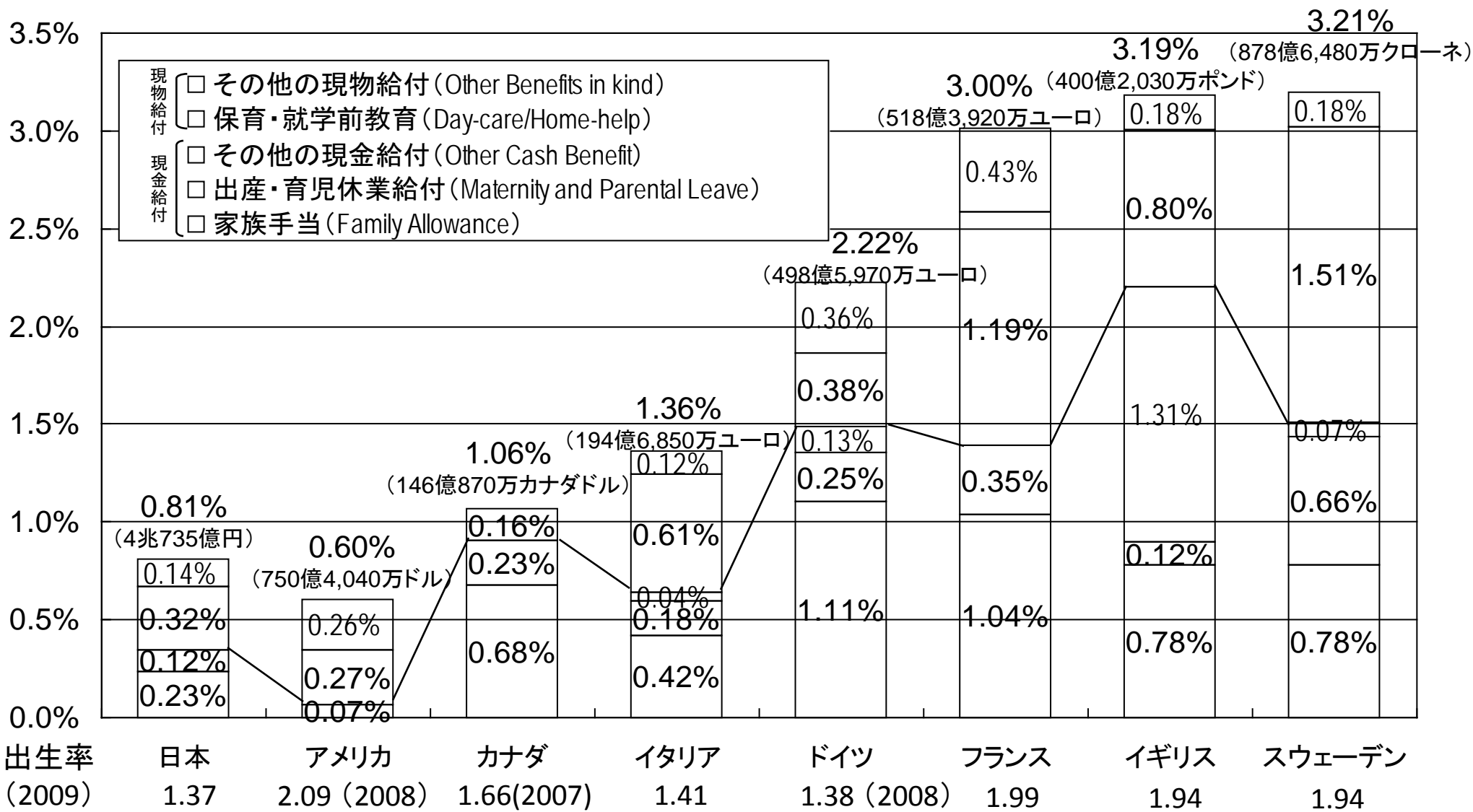
我々地方六団体は、平成23年度以降の子ども手当の本格的な制度設計においては、国と地方とで十分な協議を行い、国が全額国費負担すべきであるとの地方の主張に沿った制度を実現するよう強く求めるものである。

平成22年8月31日

### 地方六団体

全国知事会会長	麻生 渡
全国都道府県議会議長会会長	金子 万寿夫
全国市長会会長	森 民夫
全国市議会議長会会長	五本 幸正
全国町村会会長	藤原 忠彦
全国町村議会議長会会長	野村 弘

# 各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較(2005年)



国民負担率	日本	アメリカ	カナダ	イタリア	ドイツ	フランス	イギリス	スウェーデン
《潜在的国民負担率》(2005)	38.3%	34.5%	45.5%	58.3%	51.7%	62.2%	48.3%	70.7%
	《44.6%》	《39.6%》	《45.5%》	《64.5%》	《56.0%》	《66.3%》	《52.1%》	《70.7%》

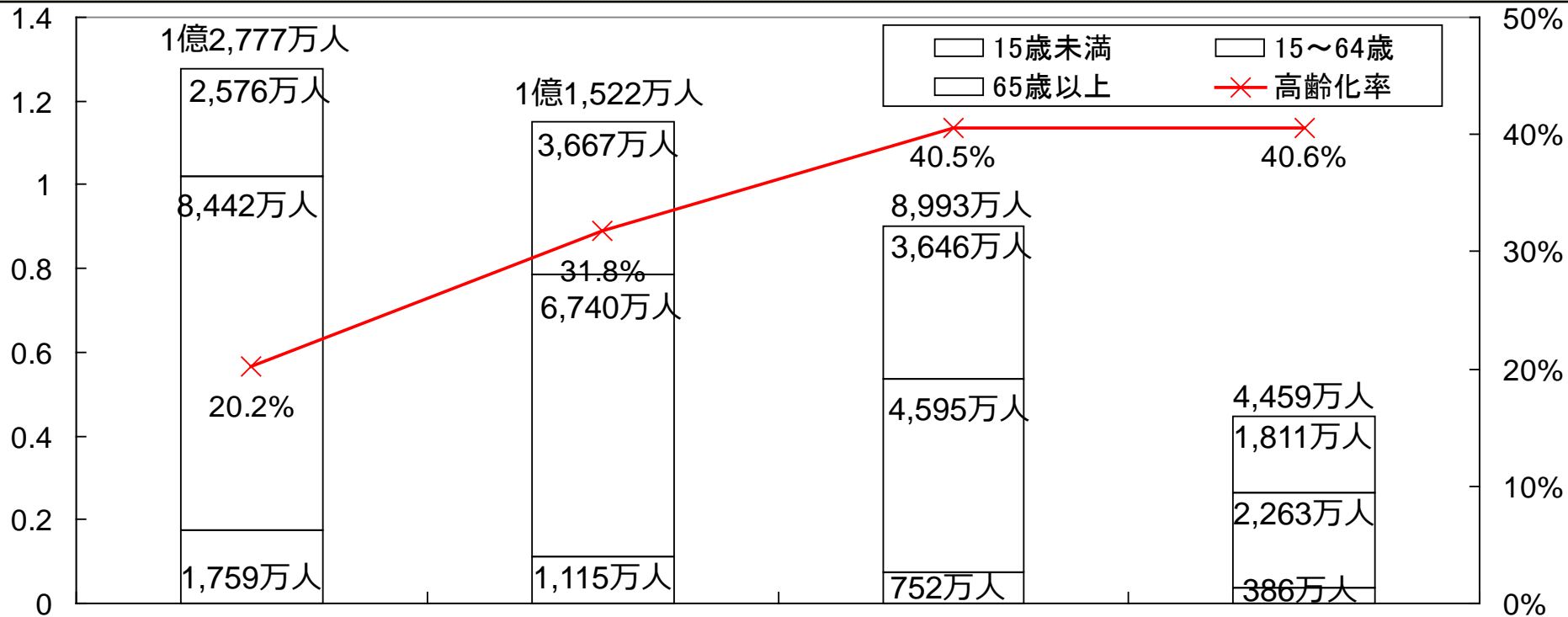
(資料) OECD: Social Expenditure Database (Version: November 2008) 2010.2.8取得データ 等

# 今後の我が国の人口構造の急速な変化

～日本の将来推計人口(平成18年12月推計)～

- 我が国の合計特殊出生率は、2005年に1.26と過去最低を更新。人口減少が始まった。
- 新人口推計(中位)によれば、2055年に産まれる子ども数は現在の約4割、高齢化率は現在の2倍(40.5%)、生産年齢人口(15～64歳)も現在の2分の1近くに急激に減少する。

総人口と65歳以上人口割合



1年間の出生数(率)

2005  
106.3万人  
(1.26)

2030  
69.5万人  
(1.24)

2055  
45.7万人  
(1.26)

2105  
23.7万人

死亡数

108.4万人

159.7万人

155.6万人

89.7万人

## 【目的】 子ども・子育て新システムでは、以下のような社会を実現

- ◆ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会
- ◆ 出産・子育て・就労の希望がかなう社会
- ◆ 仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会
- ◆ 新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

## 【方針】 以下の方針のもとに、制度を構築

- ◆ 子ども・子育てを社会全体で支援
- ◆ 利用者(子どもと子育て家庭)本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供
- ◆ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現
- ◆ 政府の推進体制の一元化

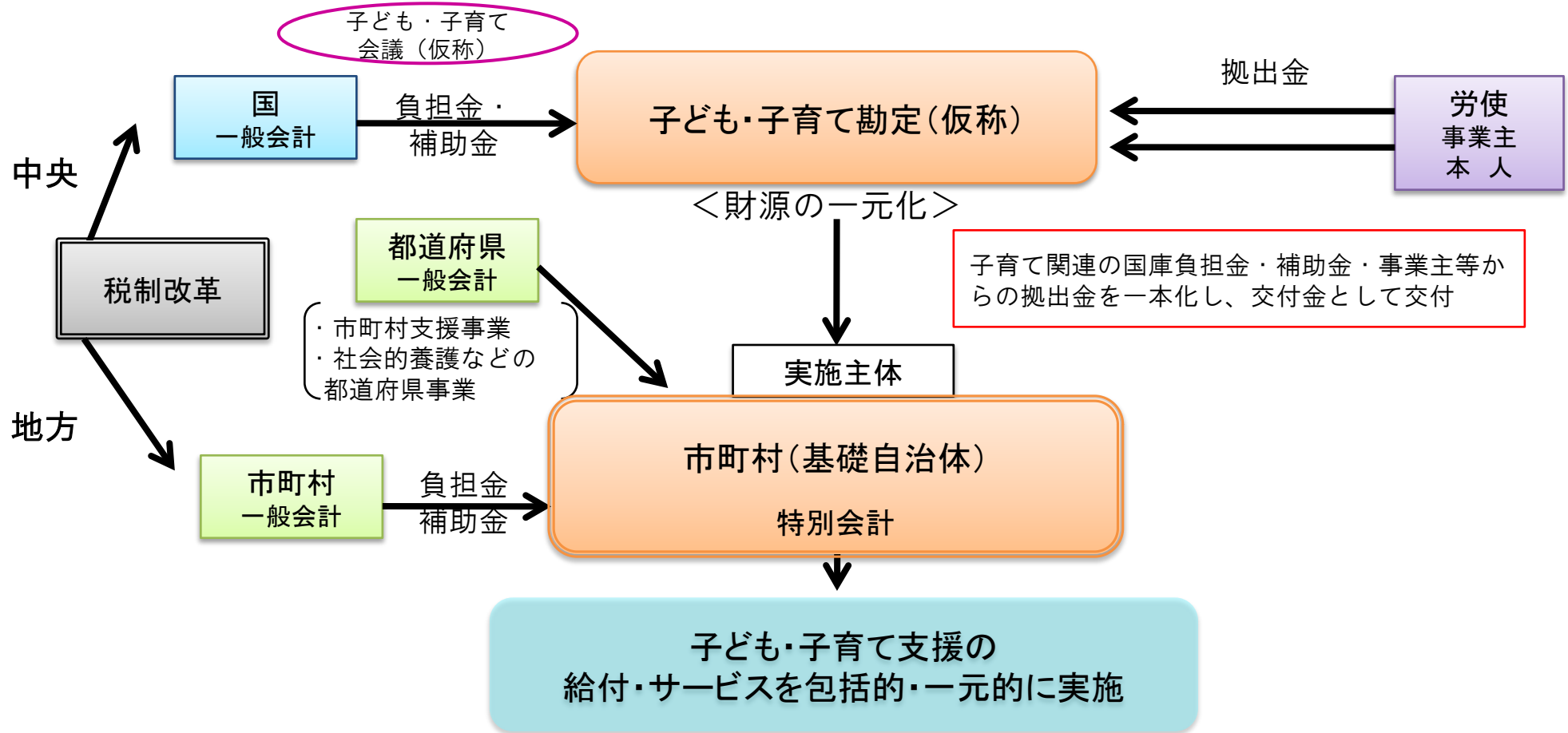
## 【新システムとは】 以下のような新システムを実現

- ◆ 政府の推進体制・財源の一元化
- ◆ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担
- ◆ 基礎自治体(市町村)の重視
- ◆ 幼稚園・保育所の一体化
- ◆ 多様な保育サービスの提供
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現

### ■ 23年通常国会に法案を提出、25年度の施行を目指す

- ※ 恒久財源を確保しながら25年度の本格施行に向けて段階的に実施
- ※ 待機児童解消対策、現金・現物給付の一体提供など、23年度から実施できるものは前倒しして実施
- ※ 成長戦略策定会議等との連携
- ※ 子ども・子育て包括交付金(仮称)をはじめ具体的な制度設計に当たっては、実施主体である地方が新システムを円滑に施行できるよう地方の意見を反映するとともに、地域主権戦略会議が進めている一括交付金の制度設計や国と地方の協議の場での議論との連携

# 制度設計のイメージ



# 給付のイメージ

すべての子ども・子育て  
家庭を支援する給付

## 個人給付

- 現金給付・・・子ども手当
- 現物給付・・・一時預かり、妊婦健診 等

## 市町村事業

- 乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、児童館 等
- 新システムの事業として市町村の独自給付

両立支援・保育・  
幼児教育給付（仮称）

産前・産後・育児休業給付（仮称）

幼保一体給付（仮称）

- こども園=幼保一体化
- 多様な保育サービス

小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス、広域保育サービス、病児・病後児保育サービス 等

放課後児童給付（仮称）